

岡崎市監査委員公告第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年11月29日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (経済振興部 観光推進課)

令和4年10月31日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第10号関係分

令和5年4月28日まで

監査結果	対応状況
<p>精算を伴う指定管理業務の修繕費の実績報告について、証拠書類で金額の確認を行っていなかったため、適正な処理をされたい。</p> <p>家康公生誕祭開催事業費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 交付申請書の総事業費について、添付資料等との整合性がとれておらず誤った金額が記載されていた。</p> <p>(2) 交付決定前に支出した経費を補助対象経費としていた。</p> <p>(3) 実績報告について、総事業費の収支の整理が適正にされていなかった。また、補助対象経費を確認できる収支精算書が提出されていなかった。</p>	<p>請求書、振込明細書の写しを指定管理者に提出してもらい確認を行った。令和5年度からは年度協定書に、修繕費の実績報告を書面で確認する旨を追記した。</p> <p>交付申請書及び実績報告書の確認を適正に行った。また、確認する際に注意すべき点を示したチェックシートを作成し、令和5年度から運用を開始する体制を整えた。</p>